○関東地方整備局告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により一般国道の改築工事を本整備局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百五十八号	松本市大字島立から同市大字島立の地先まで	改築	平成二十五年四月二十四日

○関東地方整備局告示第二百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長
目黒区三田一丁目二番一七号から同区三田一丁目二番一五号まで	後前	二二・五メートル・〇〇メートル	〇〇・二キロメートル・三〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	桶川市大字川田谷字笹原一〇四六番一地先から同市大字加納字笹原一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分の一〇四納字笹原一番一地先から同市大字加納字笹原一〇四六